

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業実施要綱

第1 目的

持続的で力強い農林水産業の確立、豊かな県民生活の実現及び我が国の食料供給基地としての地位の向上を図る農林水産業を起点とした産出額増大により「農林水産業元気再生戦略」の実現を図るため、農林漁業者およびこれらと連携する食品製造業者等の自主性、市町村の主体性、採択の透明性及び県民への公開性を確保しつつ、農林漁業者等が現場の視点で策定した「現場の創意工夫プロジェクト」を採択するとともに、当該プロジェクトを踏まえて農林漁業者が策定した計画に従い実施する取組を促進することとし、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業者、森林所有者又は漁業者（以下「生産者」という。）
- (2) 生産者が主体となって構成され、生産者が代表者である組織（当該組織又は生産者が主体となって構成され、生産者が代表者である組織を含む。）
- (3) 農業協同組合
- (4) 森林組合等林業事業体
- (5) 漁業協同組合又は漁業生産組合
- (6) 上記（1）から（5）に該当する者を除く県内に主たる事業所を有する食品製造業者（日本標準産業分類（総務省告示で定めるもの）の中分類「食品製造業」又は中分類「飲料・たばこ・飼料製造業」のうち小分類「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」及び「茶・コーヒー製造業」を主たる事業として営む者）
- (7) 県内に主たる事業所を有する旅館業法に基づき山形県知事からホテル営業、旅館営業の営業許可を得た者のうち、新たに食品製造業に取り組む者
- (8) 県内に主たる事業所を有する卸売市場法に基づき山形県知事から卸売業務の許可を得た者

第3 プロジェクト計画

- 1 本事業を実施しようとする者のうち第2の（1）から（8）までのいずれかに該当するものは、農林水産部長が別に定めるところにより、プロジェクト計画を策定するものとする。
- 2 1によりプロジェクト計画を策定した者は、当該プロジェクト計画に記載された取組に従い、耕作等を行う地の所在する全ての市町村の長に当該プロジェクト計画を提出するものとする。
- 3 2により提出を受けた市町村の長は、プロジェクト計画の目標等その内容が適正であると判断したときは、意見書を付して当該プロジェクト計画を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、3によりプロジェクト計画ごとに関係する全ての市町村の長から意見書の提出を受け、農林水産部長が別に定めるところにより適正なプロジェクトとして受理したときは、この要綱及び別に定めるところにより、プロジェクト計画審査会（以下「審査会」という。）を開催の上、審査結果に従い、プロジェクト計画を採択するものとする。この場合において、知事は、必要と認めるときは、審査会に先立ち、当該プロジェクト計画に関係する市町村から意見を聴取することができるものとする。

- 5 知事は、4によりプロジェクト計画を採択したときは、農林水産部長が別に定めるところにより、当該プロジェクト計画に関し、意見書を提出した全ての市町村の長及び当該プロジェクト計画を策定した者にその旨を通知するものとする。
- 6 プロジェクト計画の変更は、農林水産部長が別に定める場合を除き、行うことができないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりプロジェクト計画に従い事業を実施することができないときは、この限りでない。
- 7 1から5までの規定は、6によるプロジェクト計画の変更について準用する。この場合において、4中「この要綱及び別に定めるところにより、プロジェクト計画審査会（以下「審査会」という。）を開催の上、審査結果に従い」とあるのは、「産出額の増大、雇用の創出、創意工夫、実現性及び地域への波及効果に照らし計画の変更が妥当であると認めるときは」に読み替えるものとする。

第4 プロジェクト計画審査会

- 1 各総合支庁にプロジェクト計画審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。
- 2 審査会は、第3の3により提出されたプロジェクト計画を、産出額の増大、雇用の創出、創意工夫、実現性及び地域への波及効果に照らし審査するものとする。
- 3 審査会は、7名以内で構成し、審査委員は、総合支庁長が委嘱するものとする。
- 4 1から3までに規定するもののほか、プロジェクト計画の審査その他審査会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

第5 事業の実施

- 1 第3の4によりプロジェクト計画の採択を受けた者は、当該プロジェクト計画を踏まえて、農林水産部長が別に定めるところにより、毎年度、事業実施計画を定めるものとする。ただし、当該年度において、農林水産業関連施設の整備その他の投資的経費を要する事業を実施しない場合にあっては、この限りでない。
- 2 1により事業実施計画を定めた者は、住所又は主たる事務所の所在地を管轄する市町村の長に当該事業実施計画を提出するものとする。
- 3 2により事業実施計画の提出を受けた市町村の長は、当該事業実施計画に他の市町村において実施する事業が含まれているときは、農林水産部長が別に定めるところにより、当該他の市町村の長に、当該事業実施計画の写しを送付するものとする。
- 4 3により事業実施計画の写しの送付を受けた市町村の長は、当該事業実施計画を定めた者に対し必要な指導及び調整を行い、当該事業の実施計画が妥当と認められるときは、農林水産部長が別に定めるところにより、2の市町村の長にその旨通知するものとする。
- 5 2により事業実施計画の提出を受けた市町村の長は、当該事業実施計画を定めた者に対し必要な指導及び調整を行い、当該事業実施計画が妥当と認めるとき（3により写しを送付した場合にあっては、4により当該写しを送付した全ての市町村の長から通知を受け、かつ、当該事業実施計画が妥当と認めるとき）は、農林水産部長が別に定めるところにより、当該事業実施計画（3により写しを送付した場合にあっては、4により当該写しを送付した全ての市町村の長の通知及び当該事業実施計画）を知事に提出するものとする。
- 6 知事は、5により提出を受けたときは、採択されたプロジェクト計画と事業実施

計画との整合性を審査の上、当該事業実施計画が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 事業実施計画に基づく事業の実施が、プロジェクト計画の目標の実現に資するものであること。
 - (2) プロジェクト計画の目標に照らし、事業実施計画に基づく事業の規模が適切であること。
 - (3) 事業実施計画を定めた者の経営収支その他に照らし、事業実施計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。
 - (4) (1) から (3) までに定めるもののほか、農林水産部長が別に定める基準を満たしていること。
- 7 知事は、6により事業実施計画の承認を行ったときは、農林水産部長が別に定めるところにより、当該事業実施計画を定めた者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する市町村の長にその旨通知するものとする。
- 8 7により通知を受けた市町村の長は、農林水産部長が別に定めたところにより、通知に係る事業実施計画を定めた者（当該事業実施計画について3により写しを送付した場合にあっては、当該事業実施計画を定めた者及び当該写しを送付した市町村の長）にその旨通知するものとする。
- 9 事業実施計画の重要な変更は、1から6までに準じて行うものとする。

第6 プロジェクトの支援

- 1 知事は、プロジェクト計画を採択したときは、プロジェクト計画の内容に応じたプロジェクト支援チームを総合支庁に設置し、各実施主体に対して必要な支援及び調整を行うものとする。
- 2 市町村の長は、推薦したプロジェクト計画が採択された場合は、プロジェクト計画を推進するための支援体制を整備するものとする。

第7 報告及び評価

- 1 実施主体は、必要に応じてプロジェクト支援チームの指導を受けた上で、プロジェクト計画に定められた年次目標の最終年の年度末まで、毎年度、農林水産部長が別に定めるところにより、報告書を作成するものとする。
- 2 1により報告書を作成した実施主体は、農林水産部長が別に定めるところにより、住所又は主たる事務所の所在地を管轄する市町村の長に当該報告書を提出するものとする。
- 3 2により報告書の提出を受けた市町村の長は、当該報告書に他の市町村において実施する事業に係る報告が含まれているときは、農林水産部長が別に定めるところにより、当該他の市町村の長に、当該報告書の写しを送付するものとする。
- 4 3により報告書の写しの送付を受けた市町村の長は、農林水産部長が別に定めるところにより、2の市町村の長に意見書を提出するものとする。
- 5 2により報告書の提出を受けた市町村の長は、農林水産部長が別に定めるところにより、意見書（3により報告書の写しを送付した場合にあっては、4により提出を受けた意見書及び自らが作成した意見書）を付して、知事に報告書を提出するものとする。

のとする。

- 6 知事は5により、報告書の提出を受けたときは、審査会を開催するものとする。
- 7 審査会は、報告書及び5の意見書の内容を精査し、プロジェクト計画に定められた目標に対して達成度が低く、改善が必要と判断したときは、実施主体に改善措置がとられるよう意見を具申するものとする。
- 8 知事は、7の審査会において、実施主体の改善措置がとられる意見が提出されたときは、農林水産部長が別に定めるところにより、当該プロジェクト計画を策定した者及び意見書を提出した全ての市町村の長に対して改善計画書の提出を求める旨を通知するものとする。
- 9 第5の1から8までの規定は、改善計画書の承認について準用する。

第8 プロジェクトの公表

知事は、第3の4により採択されたプロジェクト計画の内容及び成果並びに事業の実施状況を県のホームページに公表するものとする。

第9 推進指導等

県は、地域の実態に即し、かつ実施主体の自主性及び創意工夫を活かした事業の効果的な推進が図られるよう、市町村と密接な連携を図るとともに、実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第10 助成

知事は、予算の範囲内において、第5の事業の実施に要する経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。

第11 関係書類の提出

この要綱に関し、市町村の長が知事に提出する書類は、所轄の総合支庁に提出するものとする。

第12 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。